

## 第3回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成26年3月26日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校施設課長、教育指導課長、教育センター所長、図書館担当部長、図書館課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 1 人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	第16号議案および第17号議案、報告事項第15号	
会議次第	<p>1 第12号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について</p> <p>2 第13号議案 インフルエンザ様疾患による区立学校の臨時休業状況について</p> <p>3 第14号議案 豊島区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について</p> <p>4 第15号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規定の一部改正について</p> <p>5 第16号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について</p> <p>6 第17号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について</p> <p>7 第18号議案 豊島区文化財の登録について〈答申〉</p> <p>8 報告事項第1号 図書館担当部長の廃止について</p> <p>9 報告事項第2号 平成26年度 豊島区立図書館予算概要について</p>	

10 報告事項第3号	平成26年度 豊島区立図書館の特別整理に伴う休館について
11 報告事項第4号	地域図書館の土日祝日の開館時間延長・休館日変更について
12 報告事項第5号	区民読書活動実態調査について
13 報告事項第6号	平成26年度 教育費予算概要について
14 報告事項第7号	目白小学校パネル落下事故報告
15 報告事項第8号	環状第5の1号線道路工事に係る千登世橋中学校の校庭改修について
16 報告事項第9号	平成26年度 教職員異動一覧
17 報告事項第10号	平成25年度 名人先生の決定について
18 報告事項第11号	平成25年度 豊島区教育委員会研究奨励校の紙上発表（研究リーフレット）について
19 報告事項第12号	平成26年度 豊島区教育委員会研究推進校並びに研究奨励校について
20 報告事項第13号	平成26・27年度 豊島区幼小中一貫教育連携プログラムの取組について
21 報告事項第14号	平成26年度教育指導課関係行事について
22 報告事項第15号	臨時職員の任免

渡邊委員長)

皆さんこんにちは。ただいまより第三回教育委員会臨時会を始めさせていただきます。本日の署名委員は、千馬委員と嶋田委員です。よろしくお願いいたします。

卒業式など色々とお疲れさまでした。本日は傍聴の方がおりますので、人事案件を先にさせていただきますと思います。

(5) 第16号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第16号議案了承)

(6) 第17号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第17号議案了承)

(22) 報告事項第15号 臨時職員の任免

<教育センター所長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第1号 図書館担当部長の廃止について

<図書館担当部長 資料説明>

渡邊委員長)

図書館担当部長から、そもそも担当部長がなぜできたのかという経緯から一通りご説明をいただきました。審議のほうは、後ほどさせていただきますので、続きまして、報告事項第2号の平成26年度豊島区立図書館予算概要について、お願いいたします。

(9) 報告事項第2号 平成26年度 豊島区立図書館予算概要について

(10) 報告事項第3号 平成26年度 豊島区立図書館の特別整理に伴う休館について

(11) 報告事項第4号 地域図書館の土日祝日の開館時間延長・休館日変更について

(12) 報告事項第5号 区民読書活動実態調査について

<図書館課長 資料説明>

渡邊委員長)

報告事項第1号から5号まで、図書館に係る案件について、順次ご説明いただきました。これから質問等に移らせていただきたいと思います。

初めに、報告事項第1号の図書館担当部長の廃止につきまして、先ほど図書館担当部長からご説明いただきまして、部長職が設置された経緯から煩多な業務がいろいろ改善されて、いよいよ役割を果たしたので、今回廃止にしたいというご報告を受けました。これに対しまして、何か委員の先生方からご質問はありますでしょうか。

三田教育長)

教育委員会規則の改正についてですが、補助執行に関する規則というのは、趣旨はどんなふうになるのですか。

図書館課長)

補助執行に関する規則では、中央図書館長の職責に関するものを図書館担当部長が行うということになっているのですが、今回、図書館担当部長が廃止されますので、その部分を文化商工部図書館課長と改めるという変更でございます。

あと、第2条の第2項でも、図書館担当部長という文言が出てきますので、それを削除

するといった変更でございます。

三田教育長)

中央図書館が開館から6年経過したということですが、補助執行については変えないという理解でよろしいのですか。

図書館課長)

補助執行そのものは、そのままでございます。補助執行のところに、権限を補助執行するというのが二つあり、一つは中央図書館長の権限を図書館担当部長に付与すること、もう一つは図書館の運営を文化商工部の職員がやるということです。

三田教育長)

わかりました。

渡邊委員長)

ありがとうございます。他にございますか。

ないようであれば、これに関しましては終わらせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

続いて、平成26年度の豊島区立図書館予算概要に関しまして、ご質問等ありますか。

先ほどの流れからすると、正規職員を減らし非常勤や臨時職員で対応していくということが、図書館に関しても同様に行われているということですか。人件費の削減や、システムの改修などやむを得ないというのでしょうか。

千馬委員)

1点、よろしいですか。子ども読書活動支援事業経費の中の読み聞かせボランティア関係で予算が減っています。研修の縮小というのは、具体的にどういうことなのか教えていただきたいです。

図書館課長)

ボランティアを毎年20名ずつ養成しまして、予算上ですけれども60名体制にして、それで活動してくということは今までやっておりました。その育成がちょうど終わりましたので、後はその人たちのフォローアップのための研修ということで、新たに養成するといった研修はひとまず終わったということで、縮小してございます。

渡邊委員長)

他によろしいでしょうか。

では、この件に関しましても承認ということで、お願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

続いて、平成26年度豊島区立図書館の特別整理に伴う休館についてはいかがですか。

千馬委員)

現在は月曜日が休館ということですか。

図書館課長)

はい、そうです。

千馬委員)

休館日は当面のあいだ固定ということで、この間の図書館経営協議会においてお話を聞きました。学校や地域、保護者の声を今後も生かしていけたら良いと思います。

渡邊委員長)

千馬委員からご指摘のありましたことに関しては十分にご配慮いただき、あわせて、特別整理に伴う休館と、土日祝日の開館時間の延長や休館日の変更について、何かご意見はございますか。

三田教育長)

報告事項の3号と4号についてですが、各学校への周知をどうするかだと思います。4月の校長会などで、事前に伝えていただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

渡邊委員長)

他はよろしいでしょうか。

図書館は一定の日が休みで、全館休館よりも利用しやすいというのが実態だと思いますので、その辺ご配慮いただいていることだと思います。よろしくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

では、最後に区民読書活動実態調査について何かありますか。

三田教育長)

実は教育委員会で、平成26年度に教育ビジョンの改定をする予定があり、25年度の1年をかけて、実態調査を行なっています。その中で、読書活動に関しても学校図書館司書の配置を行なうなどの手だてを講じてきたことに関して、平成24年度と25年度、司書を全校配置した以降の結果を見ると読書数が2.5倍も増加しています。週1回の図書館司書の配置ではありますが、このようなすばらしい結果が出ています。読書数や率だけではなく、選書が子どもたちの読書の動機づけになっていて役立っています。それから、読み聞かせや地域図書館からの貸し出しなども功を奏していて、学校教育にとっては図書館というところは知の蔵というか、大きなデータベースの役割を担っていて、非常に良いと思います。

教育委員会ではその調査の必要なデータをまとめているので、提供できるものは提供して、施策につながってほしいと思います。

教育総務部長)

教育長からお話がありましたように、教育ビジョンを改定するにあたってのアンケート調査を実施しております。その内容をまとめている最中なのですけれども、でき上がりましたらご提供したいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。他に何かありますか。

菅谷委員)

図書館の開館時間についてですが、祝日と土曜、日曜の開館時間を1時間延長するための費用は、余計にかかると思うのですけれども、これは予算の中に入っているのですか。

図書館課長)

報告事項第2号の資料にあります図書受渡し等の業務委託経費、これの一番右側に、新規・拡充の増という部分がありまして、そこに入っております。

渡邊委員長)

他に、何かありますか。

嶋田委員)

ささいな質問ですけれども、報告事項第5号の資料にある回収率に関して、区民の回収率が40%程度で、一般の研究調査のパーセンテージからすると、かなり高いように思います。

図書館課長)

打ち合わせをした結果、大体これぐらいだろうということで、見込んでいます。調査会社の委託経費の見積もりの指標といたしますか、40%ぐらいで率を見積もろうというような形の指標になっています。

渡邊委員長)

予算上、40%は回収できるであろうということですか。委託契約をする見積もりの状況では、このぐらいということですかね。

菅谷委員)

がん対策のときも調査をしましたが、そのときは回収率が確か30パーセント以上と、意外に高く回収できたと思います。ですから、目標としている40%というのは、そこまでいかない可能性はあるにせよ、これに近いところまでいくのではないかという気がします。

三田教育長)

先ほど申し上げたような学校での施策、教育委員会と連動した施策の中で、毎年行われている読書フェスタ、これは図書館のバックアップがあるためとてもうまくいっています。ですので、学校だけではなく例えばPTAにも協力依頼をしておくと、データの回収率が高まると思います。子どもの教育について、保護者はとても関心を持っていますから、世論喚起にもつながると思います。

千馬委員)

私も教育に携わってきた者として、学校教育を推進していく上で読書の効果は非常に大きいと思いますし、実態調査も意味があると私は受けとめています。先般、校長会でも一応この説明をされたということで、この件について、実施するに当たって質問や要望など

はありましたか。

図書館課長)

校長会においては特にありませんでした。

千馬委員)

わかりました。ぜひ生かしていければと思います。以上です。

渡邊委員長)

他はよろしいですか。

では私から。先ほど教育長からお話がありましたけれども、学校の図書館司書の配置に関して、児童生徒の図書に対する関心がとても高まってきているのが現実で、子どもたちの中でも、区立図書館を利用したいという気持ちが高まってきているようです。先ほど教育長がおっしゃったような連携をとって、ぜひ実りあるものにしていただきたいと思います。

あと、低学年の児童たちが図書館を利用しづらい雰囲気があるということも聞いたことがあります。例えば、冬だと利用者が多くて、子どもたちが入れないというようなことがあったり、たまたまではないかとも思いますが、公園と隣接している図書館ではホームレスなどが居座っているというようなこともあったりするようです。その人たちに、図書館から出て行って欲しいという話ではありませんが、環境的・衛生的に十分配慮された図書館運営をしていただけると、大変ありがたいと思います。

図書館担当部長)

今、図書館経営協議会において学校図書館と連携するにはどうしたらよいか、審議をしております、もう少しでまとまりそうです。

三田教育長)

情報提供というより話題の提供ですけれども、現在、教育委員会で学校改築を進めていますが、目白小学校など、学校図書館のスタイルを一新しています。これまで図書館は図書館、パソコン室はパソコン室というようにそれぞれ1室ずつ設けていました。これをなくし、いわゆる学習センター方式ということで、学校図書館の機能を子どもの調べ学習に門戸を広げていこうかという考えです。そういう点で、図書館司書の役割も変わってきています。

池袋本町小中連携校は一つの図書館をシェアリングしながら、機能を共通化して9年間で子どもたちの調査能力を継続的に高めていこうとしています。パソコンも40台の配置だったのをタブレット端末に切り替えて60台に増やし、無線LANを導入して、どこの教室でも使えるようになります。図書館へは気軽にいつでも行けて調べられるというようにしていこうと考えているのです。それが、これから池袋第三小学校、目白小学校、それと池袋本町小中連携校と、それから巣鴨北中学校と、ずっと続いていくのです。

現在、朋有小学校は図書館が2室あり、その機能を果たそうということで取り組んでいますが、それ以上に機能的になるということですね。そうした学校図書館のあり方について

て、図書館課と一緒にやっていき、今後のあるべき図書館の姿というのを探っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育総務部長)

今日は学校運営課長が欠席なので代わりに発言させていただきますが、今、教育長が言われた図書館と教育委員会の協議の場として、学校図書館活性化プロジェクトチームというのを平成25年度に組織し、学校図書館のあり方も含めて検討しております。25年度の成果としては、これまで豊島区独自の学校図書館の廃棄規準というものがなかったので、それをつくり、各学校はその規準に基づいて適正な配置をすすめ、図書館の購入等もふくめて今は努力をしています。

そのプロジェクトチームの中で、今後の課題として、地域図書館との連携も視野に入れ図書館課長も委員として参加をしていただいて、26年度も、改めて委員の参加をお願いする予定です。ネットワークをつなぎクラウド方式で民間のサーバーで一元的に各情報を管理できるようになった図書館システムを、地域図書館でも導入する予定になっていますが、そのシステム間を物理的な方法で結合ができるかどうかということも一つの課題です。

そういったシステムを通じて出てくる大変有効なデータがございますので、そのデータの活用を図書館の司書を通じて学校に働きかける。それによって、読書量がまた増えると思います。たとえば女性の学級担任と男性の学級担任では、実際に読書量が異なっていて、男性のほうが少ないです。そういうデータに基づいて教員を指導すると、読書量の増加につながると思います。図書館システムで得られたデータを分析、解析、評価して、それを教育現場に図書館司書を通じて活かしていくということを、26年度の課題のひとつに位置付けて検討を進める予定になっております。現状はそのようになっておりますので、発言をさせていただきました。

図書館課長)

先ほど、経営協議会のお話をしましたけれども、学校との連携ということに関して、具体的にどういうことなのかというと、一つは区立図書館が学校図書館を支援するということです。学校側の要望を聞き、そのシステムをちゃんと確立しようと考えています。その中で、具体的に手助けできること、図書館資料だけではなくて、図書館の様々なノウハウをどう提供できるかという点を詰めていくといった議論をしております。また、その内容が固まりましたら、ご報告させていただければと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

今の町中を見ると書店が減っていて、書店のなかでは、子ども向けの文学の品揃えが薄くなっています。子どもたちの読書の機会が減少しているのが現実だと思いますので、そういう意味でも図書館の動きというのは、大変重要だと思います。

なおかつ、子どものうちから本に親しむ、最終的には大人になってもきちんと本を読んでいくという、そういう一種の生活習慣みたいなものを構築するうえでも教育委員会と図



書館の連携は重要だと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ほかにないようでしたら、以上の案件1から5までを終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(1) 第12号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

(2) 第13号議案 豊島区教育委員会の非常勤職員に関する規則の一部改正について

(3) 第14号議案 豊島区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(4) 第15号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規定の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま、第12号議案から15号議案まで、総務課長より一括してご説明をいただきました。

では、第12号から第15号まで、なにかご質問のある方いらっしゃいましたらお願いします。

嶋田委員)

第13号議案の資料の新旧対照表ですけれども、教育センター指導員の(1)の大学院で特別支援教育に関する課程の字が違っています。

教育総務課長)

申しわけありません。訂正いたします。

三田教育長)

実態に基づく運用が合理的かつ系統的になったということでご理解いただきたいと思ひます。第14号の議案の学区域に関して教育指導課や学校運営課にお願いしたいことがあります。池袋本町小学校の新設に伴う学区域について、池袋第二小学校の子どもたちは当座、文成小学校の校舎に通うことになるので、もう既に安全対策が考えられていますが、子どもたちがこれを上手に使い、安全かつ合理的な通学ができるよう定着させていかなくてははいけないと思ひます。ですから規則改正に基づく実態の調整や整理をしていただきたいということと、そこから出てくる問題や課題についても、新校舎ができるまでの間、その辺の対応を再度よろしくお願ひしたいと思ひています。

以上です。

教育総務部長)

池袋本町小学校が4月に開校いたします。教育長にご指摘いただいたように、池袋第二小学校の児童は、文成小学校の校舎へ通学することになります。今は交通安全誘導員を8人配置しています。池袋本町地区は、そこまで大きな幹線道路はありませんが、池袋第二小学校地域から文成小学校に通うに当たって、心配だという声が多数寄せられています。保護者会やPTAを通じ、そういう情報をいただきまして、事前に実験も行なっていて、危険

だという箇所について交通安全誘導員を配置するような形で、現在、万全な体制を整えているところでございます。

今後も、通学路の実情については、学校運営課から教育委員会へ情報提供するようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

三田教育長)

できれば事務局として、開校式典の際などに少し早目に行って、子どもたちの通学の様子を実際に確認してみるのもいいと思います。学校のことを気に配っているのだということ、やっぱり行動で示していくことが大事だと思いますので、ぜひその辺の対応をお願いしたいと思います。

渡邊委員長)

開校式にあたって、よりきめ細かい指導をお願いします。

教育総務部長)

部課長総出で少し早目に出て、通学路の実情について、目で見て確認して、エールを送りたいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございました。安全にかかわることでありまして、やはりはじめの1歩が気持ちよくスタートできると、トラブルも避けられると思いますので、できる限りのご協力をお願いしたいと思います。

他に何かございますか。

菅谷委員)

先ほど説明がありましたが、軽度発達障害という言葉が発達障害に変わった理由について、さっきご説明いただいたのですけれども、よく理解できませんでした。すみません、もう一度説明していただけますか。

教育センター所長)

これまで、発達障害については、軽度発達障害という言い方が一般的でした。ところがその軽度という表現が、どの程度から軽度で、どの程度から軽度でないのかという、その線引きが極めて難しいことから、文部科学省より発達障害については軽度という言葉を使用せず、発達障害という言葉で統一するという指導がありました。平成19年3月15日に、発達障害の用語の使用について、という通知が参っております。ですので、その時点から軽度という言葉を使わなくなったということでございます。この中身が随分、前に定めたものでしたので、今回、この19年の文科省の通知に従って直したというようになっています。

菅谷委員)

そうすると、以前は重度発達障害というような言葉があったのですか。

教育センター所長)

従前も重度発達障害という言葉はございませんで、今まで発達障害のある幼児、児童、

生徒は、通常の学級に在籍して、通級指導学級で指導に当たっていたのです。ところが、通常学級に、そういった発達障害のあるお子さんが、たくさん散見されるようになりました。その軽度発達障害の意味する内容が、必ずしも明確ではない。つまり、発達障害の中には自閉症があったりですとか、あるいはLD、学習障害があったりですとか、アスペルガーであったりですとか、高機能の障害があったりですとか、いろいろな種類があるために、軽度という言葉を使うことは望ましくないという文部科学省の判断でございます。

ですので、軽度に対して重度があったというのではなく、軽度というのは、あくまでもそれまで大ざっぱなくくりで使っていた文言でした。それが今では細分化されて、いろいろな障害の状況があるために、軽度という言葉ではなく、それぞれ発達障害の中には自閉症があったり、高機能性の発達障害があったり、アスペルガー障害があったり、LDといわれる学習障害があったりですとか、いろいろなものに細分化されていて、そういう表記をするようになったということでございます。

菅谷委員)

実質的には、今までと変わらないわけですね。

教育センター所長)

発達障害のあるお子さんが多くなって、よりきめ細かに実態が細分化されて、認識されているということです。ですので、軽度という言葉はもう使わないということです。

そして対象を絞ったわけではなく、今まで軽度という大ざっぱな表現であったものが、それぞれ細分化して、特徴のある症例がある中で分類されたということになります。

三田教育長)

現在、自閉症は科学的な根拠のもとに発達診断できるようになりましたが、私が教員だったころ、今でいう自閉症の児童の担任をしたことがあります。当時は自閉症という言葉がなく、でも障害は確かにあるのだなといった感じでした。

大学の先生たちも、様々な研究を行なっていて、この自閉症に関しても症例から学んでいって「自閉的」とか「自閉症候群」として確立していったという経過があります。同じように、現在、学校では自閉症やアスペルガー症候群、学習障害など、通常学級で一緒に生活を送ることが可能だと捉えられています。保護者がそういう子どもの発達状況をよく理解し、必要な発達診断を受けようとか、医者に相談をしようとか、教育委員会とそれぞれの機関とが協力的な関係で就学の措置をしているというケースがある一方、うちの子をそういう目で見ないでというように、実際は障害を持っているのだけれども、保護者が受け入れられずにいるため、学校としても障害教育の対象者になかなかできないという、難しく悩ましい問題が現存しています。

そういったときに、例えばアスペルガー症候群の子には、ほかの一般の子とも違った取り出し指導をしなくてはいけないという、学問的にも実証例などを通じてわかっていることがあります。

ですから、自閉的な傾向もしくは自閉症のお子さんには、そういう個別の対応をしてあ

げなくてはいけないと思います。個に応じた対応をしていくということが障害児教育の中で重要だということから、文言の整備がされたということでご理解いただければと思います。

それと委員長。ここからは私見なのですがけれども、私どもはかつて障害児教育を特殊教育と言っていました。さらには障害というのも、私は少しひっかかるのです。また、特別支援教育と言っていますが、何か特別な支援ということではなくて個別の支援なのではないかなとも思っています。

だから、いま述べたような、この子だけ特別に教育するというのではないと思うのです。その子に応じた教育をするというのは、健常児のお子さんたちも同じです。

菅谷委員)

お二人のお話でわかりました。

渡邊委員長)

よろしいですか。

なかなか法律になって、文言になると、この範囲とか定義とかという、難しい問題が出てくるかと思えますけれども、実態に即した改定ということで、ご了承いただきたいと思えます。

すみません、私からですが、第12号議案の中で、廃止する担当の中で、教育政策担当係長が廃止されている一方で、3ページに記載のとおり教育政策担当係長の仕事が残っているというのは、どういうことなのでしょう。

教育総務課長)

廃止する係長は、埋蔵文化財調整担当係長でございまして、第2条のところ、これは規程の整備といいますか、担当係長という職は、区の方の規定ではこの第2条のところには載せないというような形になっているのです。課があり、その下に係というものが載っておりますけれども、担当係については、行なう業務の中身だけ下のほうに記載いたしました、ここには載せないというような形が、区の一般的な形ですので、それに合わせたということでございます。

渡邊委員長)

わかりました。ありがとうございます。

ほかになれば、以上で第12号議案から第15号議案まで、承認ということでよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第12号議案了承)

(委員全員異議なし 第13号議案了承)

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(7) 第18号議案 豊島区文化財の登録について<答申>

<教育総務課長・文化財係長 資料説明>

渡邊委員長)

ありがとうございます。

三田教育長)

文化財の登録は何のために行なうのかという、根本的なことに関わりますが、広く区民に、こうした風俗や習慣といったすぐれたものが豊島区にはあるのだということを伝えるためだと思います。ですから、一般の区民にわかるような解説がほしいです。読んだときに、まず漢字が読めない。今の鬼子母神（きしぼじん）も鬼子母神（きしもじん）も同じですよね。

それから、例えば無形民俗文化財という3ページの下から4行目のところ。お会式万灯練供養は、とあって、後は読めません。一般的に使わない歴史的な文言だったり、文化財固有の言葉だったり、そういうことが整理されていれば、そういう説とこういう説があるとか、あるいは両方の呼び方が現存しているので、この場合はこういう表記にしたなど、引用文献だけではなくて解説みたいなのもあつたらいいと思います。また、難しい文言、今日余り見かけないような、そういう固有の言葉についてはルビを振るとか、そういった工夫をしてもらえたらいいと思います。一般の人にも理解できるような書き方で解説を加えていただきたいです。この文章の趣旨は全く異論ありません。いかがでしょうか。

文化財係長)

教育長のご指摘のとおり、一般の区民の方には、文化財になった暁には、きちんと配慮しながら紹介をしていくつもりです。

登録理由をもう少しわかりやすくという点につきましても承知しておりますので、少し工夫をしたいと思っています。文化財の登録にふさわしい文体というのを作成し、学術的であり、かつ区民の方々に広くご理解いただけるような形の文体を作成する努力をしたいと思っています。

三田教育長)

やっぱり区民の理解あつての伝承文化だと思います。この法明寺の万灯、鬼子母神の万灯においても、非常に価値あるものであるということから、伊藤係長もいろいろと苦労されていると思います。今、雑司が谷は非常に活気を帯びてきたのも、やはり豊島の歴史に起因するところが大きいと思いますし、学校の起源についても、掘り下げて調査をかけていかななくてはいけないことがたくさんあるのではないかなと思っています。ぜひ、これからの時代に対応する一つの文化財のあり方として工夫をしてもらえたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

渡邊委員長)

他によろしいですか。

それでは、登録理由のところをもう少しわかりやすいようにしていただくということで、本案件に関しては了承ということによろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第18号議案了承)

(13) 報告事項第6号 平成26年度教育費予算概要について

＜教育総務課長 資料説明＞

渡邊委員長)

ただいま豊島区の予算の概要から説明が始まって、教育委員会事務局の予算編成方針、予算の拡充、それから新規予算等とご説明をいただきました。これに関しまして、何か委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。

来年度は校舎改築などがありますから、施設面の予算が当然高くなると思いますけれど、やはり未来を見据えて考えると、教育環境というものをきちんと整備することで、町の活性化も図れるというところが重要だと思いますし、竹岡関係の施設に関しても、新しい事業として予算を組んで、しっかり対応していかなくはいけません。そのようなことが盛り込まれた予算案というようなご説明だと思います。

三田教育長)

若干、補足をさせていただきます。年度ごとの教育予算編成というのは、教育ビジョン2010の10カ年計画の重点課題について、計画的に実施していくということですね。未来戦略プランという区の財政計画がありますが、これに乗っけて、いわゆる区の予算編成の流れと教育委員会のビジョンを実現していくということで組まれていますので、そこをご理解いただきたいです。

それから新規拡充事業については、昨年19事業ございました。教育委員会の事務局からすると、仕事がたくさん増えて大変でした。職員が少ないままで事業が増えるわけですから、進行管理も含めて非常に厳しいわけです。学校改築が並行して進められており、そこに予算がたくさん使われているという状況で、やっぱり全体のバランスを見て、必要最低限で提案をさせていただきました。

ご覧のように学校改築経費が膨張しているのがおわかりいただけると思います。ただ、昨年までの流れで、ビジョンで掲げた重点事業のほぼ100パーセントが事業化していて、なかには進行中のものもありますが、全く着手していないのは0ということでもございました。その他に、計画に当初なかったもの、例えばセーフスクールは、取り組んだ結果成功したということで、今度の見直しの中で、来年度以降の予算について、今後5年間、もっと積極的にビジョンを実現していくための方向性というのを出しながら、さらに年間ごとの予算編成というルールに乗っけていきたいと、そういうふうに思っております。奇をてらうような予算編成というのは豊島区はやらずに、計画的に教育の質を向上させていくという形で予算編成を組まれているということについては、十分ご理解いただければと思います。

また、今後事業化されていく企画が、ここでいろいろと提案されると思います。教育委員の先生方に対しましてはその趣旨や流れというものも詳細に説明いたしますので、今日のところは大体こういうアウトラインだということをご理解いただければと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。ただいま教育長からお話がありましたとおりでと思います。これは、このまま了承ということによろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(14) 報告事項第7号 目白小学校パネル落下事故報告

渡邊委員長)

続いて報告事項第7号、目白小学校パネル落下事故報告について、学校施設課長お願いいたします。

<学校施設課長 資料説明>

渡邊委員長)

目白小学校でのパネル落下事故について、ご報告をいただきました。残念ながら作業員が亡くなられたということで、大変お気の毒なことになりました。

その後の安全対策は、十分にとられているというような報告だと思います。安全に十分配慮しながら工事を進めていただいて、一日も早く立派な校舎ができていただければと思いますが、何かご意見はございませんか。

嶋田委員)

わかっていらっしゃる範囲で構いませんが、少し工程が遅れていたけれども、先日の委員会の席上では挽回したというご説明をいただきました。その間に業者が本来は600ミリのパネルで行なう工法だったものを、大判の工法に切り替えたことにより、作業を急ぐことになってしまった経緯があったのかどうかということをお教えいただきたいです。

学校施設課長)

この工法は最初から予定していた工法でして、私どもが工事工程を短縮するためにとった措置ではありません。音があまりしないような作業をしていただくこととして、延長して作業を行う対象ではなかったです。昼間に発生した事故ですので、そういった管理責任というのはないということでした。

三田教育長)

なお、故人の葬儀や補償といったことにつきましては、所管している会社が適切に対応されているということで、追加報告も伺っています。ただ今課長のほうから説明があったように、施工を依頼している側として管理責任等の問題はないというように警察と労働基準監督署がはっきりと言っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

菅谷委員)

死亡事故に至らない小さな事故というのはありますか。

渡邊委員長)

建設現場で、ということですか。

学校施設課長)

私としては初めてですし、小さな事故も必ず労災の適用になります。現場検証に入りますので、小さな事故も大きな事故も関係なく、同じ対応をすることになっています。従っ

て、西池中でも事故は起きませんでしたし、今回、本当に残念な結果だったと思います。  
渡邊委員長)

残念な事件が起きてしまいました。では、これも一応報告を受けて、了承ということでよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(15) 報告事項第8号 環状第5の1号線道路工事に係る千登世橋中学校の校庭改修について

<学校施設課長 資料説明>

渡邊委員長)

ありがとうございます。ただいま、千登世橋中学校の校庭改修について、工期が延びてしまっているというご報告をいただきました。何かご意見はありますか。

三田教育長)

補足をさせていただきます。言うべきことは言わないといけないということを、今回私も非常に強く感じました。私たち教育委員会は子どもたちの教育活動に支障をきたしてはいけないということを前提に、この工事に許可を与えたものでございますので、それは絶対に譲れないことでした。結果、きちんと応えて、こういう改善案を出されたということと、校長先生にも事前にご了解もいただいたという経緯でございます。

校庭ができて上がった暁には、今の緑被率の倍ぐらいの樹木、およそ160本植えられるようになります。中木以上のものが植えられますので、これまでよりもさらに緑化が進むと思われま。また、学習院側の地面から浸水して、体育館などではカビがすごく大変だったのですが、それもきちんと整備をしていただきます。全体として、今以上に千登世橋中学校の施設そのものがよくなるということなので、一時、我慢をしなければならないのですが、それが限界を超えないように配慮したということで、ご理解いただきたいと思ひます。

渡邊委員長)

工期が遅れることは困ります。様々な事情があるとは思いますが、なるべく早く、今回の案のとおりに進めて、子どもたちが無事に運動会を迎えられるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(17) 報告事項第10号 平成25年度 名人先生の決定について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま平成25年度の名人先生の決定について、ご報告をいただきました。今のご報告があったとおり、昨年はお会いして決定するというものでしたけれども、今年度はお会いすることがなく、指導課で十分吟味されて選んでいただいている先生だということです。ご意見等ございますか。



千馬委員)

これは独自性、特色のある指導の達人を推薦する制度ですよね。期待していますので、ぜひ頑張ってくださいたらとエールを送りたいと思います。

以上でございます。

渡邊委員長)

ありがとうございます。他にございますか。

菅谷委員)

質問ですが、この名人先生というのは一つの称号みたいなもので、この1年間だけの称号ですか。それとも資格のようなもので、一度得るとずっと続くものですか。また、例えば先生がもし他区に移られたときにも、名人先生という扱いが継続されるのですか。

教育指導課長)

この名人先生の制度につきましては、平成14年度から始まった制度でございます。これまで延べにしますと47名の方が名人先生という称号を受けております。豊島区独自の制度でございますので、1年限りということではなく、一度名人先生という称号を受ければ、ずっと持ち続けられます。独自の制度ということから、他の区に異動した場合には、他の区でも認定されるわけではありません。

それから、現在の名人先生でございますけれども、異動があることから、どうしても他区に移ってしまうということがございます。現時点で豊島区立学校に所属している名人先生は47名中17名ということでございます。

渡邊委員長)

よろしいでしょうか。

菅谷委員)

制度としては、先生方がモチベーションを持てるような制度なので、ぜひ続けていただきたいと思っておりますけれども、どうもありがとうございました。

渡邊委員長)

他によろしければ了承ということにさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(18) 報告事項第11号 平成25年度 豊島区教育委員会研究奨励校の紙上発表(研究リーフレット)について

(19) 報告事項第12号 平成26年度 豊島区教育委員会研究推進校並びに研究奨励校について

(20) 報告事項第13号 平成26・27年度 豊島区幼少中一貫教育連携プログラムの取組について

(21) 報告事項第14号 平成26年度 教育指導課関係行事について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま平成25年度の研究奨励校の紙上発表についてのご説明と、あわせて来年度以降に向けての研究推進校と研究奨励校についてのご案内がありました。また、26年、27年度で行われる小中一貫教育の連携プログラムの内容について、25年の実績とあわせてご報告をいただきました。あわせて、来年度の指導課関係行事のこともご案内がありました。この四つの案件に関しまして、ご意見やご質問があればよろしくお願ひします。

嶋田委員)

感想と質問ですが、各校研究推進と研究奨励、よくやっていたらいいということが、資料を見せていただいたこともあり本当によくわかりました。ただ危惧することがひとつあって、紙上発表の予算が単年度で20万円ということですが、これは研究費なのでしょうか。そうすると、これだけのリーフレットをつくることで、印刷費にかなり費やされてしまって、本当はこういう先生方の研修費とか教材の購入費とかに充てられたらいいと思います。大変厳しい財源の中で、何校か選ばれて配分された結果このぐらいの額になってしまうのはよくわかりますが、将来的にもそこをもうすこし何とかしていただいて、先生方が教材やご自分の研究用の図書を買えるようにしていかないと、予算の多くがリーフレット代になってしまっているのではないかなと危惧しています。どの程度が印刷費にかかってしまうのか、わかりましたら教えてください。

教育指導課長)

すみません、リーフレットの印刷代はすぐに確認をしてご報告をいたします。今、先生ご指摘のとおり講師謝金と、それから消耗品費もそれに含まれてございますので、印刷費が講師謝金や消耗品費を圧迫しないように、とにかくニーズというものを踏まえた上で対応していきたいと考えてございます。

三田教育長)

私も、教育委員の先生方から研究頑張れと、予算も頑張れと、教育委員会全体で頑張れと言ってほしいです。しかし、予算組みの際スクラップアンドスクラップしないと予算が足りなくて、どんどん削られているのが実態です。

区長との懇談会も設置しますし、これまでもやってきましたが、予算をスクラップしなくてはいけないところもあると思うのですが、ビルドしなくてはいけないのは、まさに人を育て教育の質を高める、この研究なのです。これが今まで不十分だったために、人が育たなかったのです。これを何とかしようというのが今、この教育ビジョンの一貫した精神なのです。9年間の学びを保障するために、小学校と中学校は意思疎通をはかり、同じ方向をみて教育しなければならないと思います。だから、連携プログラムをやったのとやらないのでは、大きく違うということを私どもも確信しています。私どもも一生懸命頑張っていますが、全庁的な理解を得るといのはなかなか難しい部分があるので、こういう実績を基にやっていきたいです。

例えば、今お話ししたことに関して言いますと、編集は学校でやっていただき、予算は学校で研究のために充てていただく。印刷は、教育委員会が原稿を集め、これを1冊にし

て発行します。これにより学校の研究が印刷にかかる費用に圧迫されるということが改善されると思います。だから、来年度の予算編成の際、そうした点を反映できるように、私どもも努力してまいりたいと思います。

嶋田委員)

教育長のおっしゃったこと、本当にそうしていただきたいなと思います。経験的にも紙上発表のかたちをとると、よりいいリーフレットを作成しようという方に意識が向いてしまって、折るということだけでも印刷費がかかっています。先生方の研究にお金をかけていただきたいと思いますのでぜひそのようにご指導していただければと思います。

教育指導課長)

金額でございますけれども、20万円のうち、報償費10万円、需用費10万円という構成で、印刷と消耗品を合わせて10万、講師謝金で10万というような概算で学校には配付をしております。この辺の見直しをしていきたいと思っています。

渡邊委員長)

よろしいでしょうか。大変貴重なご意見ですし、なかなか難しい問題です。

菅谷委員から感想など何かありますか。

菅谷委員)

豊島区はこのような制度をわずかな予算の中で非常に多く行なっていると思います。奨励校と研究校、それが全部で10校ですよね。毎年10校行なっているというのは、すごいことだろうと思うのです。これらを行なっているということは、区民はどのくらい知っていたかというのでしょうか。

例えば、PTAでは、こういった取り組みについて、皆さんに何か周知をされているのか、その辺がわかりません。とにかく、これだけ一生懸命やっているということを、保護者の方、あるいは地域の方にも知っていただいてバックアップしてもらおうというような形をとれたらいいという気がします。

渡邊委員長)

課長からお話しされますか、どうしますか。

教育指導課長)

研究発表については、やはり自校の保護者に対し、校長の経営戦略の一つとして、しっかりアピールはされていると思います。しかし、区民の方に広く周知をするといった広報活動については、やはり教育委員会としても工夫をしていかなければならないかなと思っています。

三田教育長)

年に3回発行されている教育委員会の広報誌がありますが、きれいにカラーで印刷されていて好評ですし、私としては発行の頻度が低いと思っています。しかし予算の制約の問題もありますので、例えばホームページにアップロードするという方法もあるのではないかなと思います。これだけきれいに作成されていますし、インターネット上にアップロー

ドされることで、検索をしてページがヒットするなどして豊島区のアピールにもつながると思います。

一貫校はその辺、たとえばマスコミの使い方が非常にうまいです。私は豊島区に来て相当努力をしていますが、本当にマスコミの使い方が下手だと思います。問題のあるときに謝罪するくらいです。こんなにいいことをやっているのだということもマスコミを通じて広く伝えられると思います。20万円の生かし方も、発信の仕方によって変わってきます。だから、その辺の工夫をこれからも詰めてやっていきたいと思います。

教育委員会での議論だけではなくて、議論の結果事業化したものが、こういう成果としてあらわれているのだということ、どんどんと更新していけたらいいと思います。1年ごとに更新して、その成果を引っ提げて、豊島区はこんなにやっているということアピールする必要があります。活動の様子を写真で紹介するのもいいですね。いろいろ努力したらいいと思います。

千馬委員)

私も印象に残ったことを3点挙げます。連携プログラムの内容を見まして、まずそれぞれテーマがきちんと位置付けられているということ、当たり前ではありますが、とても大事なことだと思いました。何のために集まるのか視点をはっきりさせることや、研究授業を中心に連携をしていくということについて注目する必要があると思いました。

最後に、学びと育ちの連続性というところで、一貫してこういうまとめになっています。この一貫教育の連続性が、豊島区の場合はこういうふうに集約される、精査されるということ、今後大事にさせていただけたらありがたいと感じます。

以上でございます。

三田教育長)

委員長に最後まとめていただければと思います。

私は二点あるのですが、感想としては私が教育長に就任して、はじめに言ったことが、この学びの連続性、育ちの連続性です。育ちの連続性というのは、文科省は言っていない。学びの連続性は形にしなくてはいけないので、子どもの育っている姿が学びの連続性を証明することだろうということで、コインの裏表の関係で提案しました。やっとこれが形になりつつあるという感じで、とても感激しました。

それと、教員ミニマム、私どもも苦悩の中で学力向上の基本、能代市の教育施策から学んだことで特に大事だと思ったことは、子どもたちが、最低これだけは学習の中で身につけようという、そういうミニマム、うちは7則という形でまとめているのですが、これを富士見台小学校で見て、とても感激しました。一つ一つの精神が、実践の中にあらわれています。これこそ、豊島区が原点としてもっていかなくてはならないことだし、全国でも使えます。初任者研修においては、富士見台小学校から誰か講師を招いて、この話をしてもらうのはどうですか。私はこれ、すぐに行なえらと思います。入口の部分、これこそが初任者が一番困っていることだと思います。

それと最後に、千馬委員からも触れていただきましたが、各課でいろいろな提案に対する考察が不足していると思います。ビジョンを打ち出して、ビジョンのどこまでを達成しているのか、そして、まだやらなくてはいけないことが何なのか、残された課題は何なのかというトータルな考察を、教育委員会として行ない、しっかりとした報告をしていかなければならないと思います。

今度これをどう生かしていくかというのは、教育委員会も考えていかなければいけないと思います。指示だけではなくて、学校を励ましたり、時には先ほど言ったような予算を増やし、活動を充実させたりするというようなことも必要です。学校の活性化が、子どもの教育の質の向上につながっていると間違いなく言えると思います。ビジョンの基本的な更新でもあるので、その辺を工夫していければと、反省の意味も含めてですけれども、そのように努力していきたいと思っております。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

では、最後に私から。この報告事項3点すべてが、先ほど千馬委員も教育長もおっしゃったような、学びの連続性と育ちの連続性を見事に実践していて、その成果があらわれていることの裏付けになっているということで、大変ありがたいと思います。その連続性を担保して、子どもたちの力を高めるには、やはり教員の力というのが必要であります。そういう部分に関しては、やはり奨励校や推進校で、みずから手を挙げ校長先生が主体になって先生方の能力を高めようとするのが大事だと思います。そこで、嶋田先生がおっしゃったように予算が足りていない部分を応援し、より内容の深い研究をしてもらえるように配慮をします。豊島区の研究発表は我々も参加させていただきますけれども、日本全国から見に来ていただいていますからね。

あと、菅谷委員からのご質問にあったPTAに関してですが、PTA連合会会長のとき、これはとても大事なことから保護者は先生を応援しなさい、お茶入れ当番や案内の手伝いなど、生易しいことだけではだめですよ。役員たちはそういう雑用などあるかもしれないけれども、保護者が参加することによって学校の先生は応援されているという気持ちになるのです。会長が旗を振って実践すべきです。全ての学校がそれをできるかどうかはさまざまな事情があつて難しいかもしれません。例えば会が体育館で行われるときは、保護者が中になかなか入れないのです、日本全国から大勢の方が来ていますから。それでもその現場を見たい、先生を応援したいという親の気持ちもかなりあるのでしょう。学校側が頑張っているということをどンドン外に出していくことによって、学校経営が円滑に進むという基になると思うので、ぜひPTAにも働きかけていただきたいと思っております。

保護者の中には、立派な先生の姿を見て、先生はすごいと、特に先ほど出していた名人先生なんか、うちの学校の先生って名人先生なのだ、と言って自慢するぐらい、保護者は頼りに思っているのです。ですから、そういう制度がこれだけ豊島区内で行われているということ念頭に置くと、非常に頼もしいので、ぜひ推進していただきたいと思います。

ます。

三田教育長)

私も思い出したことがあります。校長をやっていたとき、平成8年ごろだと思います。東京都の人権尊重校の研究発表のとき、教員だけではなく保護者にも研究発表をしてもらいました。プレゼンテーションの資料をしっかりと作成してPTA会長と副会長にも発表していただきました。すると、児童数が160人ほどの小さな学校にも関わらず、参会者がなんと400人を超え、体育館があふれてしまったのです。400人のうち3分の1が保護者でした。会場の位置がわかりにくいところでしたから、PTAの役員の方々は駅のほうから付近のバス停まで看板を持って、冬の寒いときであったにもかかわらず立ってくださって、先生方がいい発表をできるようにといろいろなところに気を配って応援してくれました。それ以上に嬉しかったことは、会に参加して大きな声援を送ってくれたことです。よく考えてみたらセーフスクールの発表はそうでした。地域の人や保護者も参加してくださいました。

豊島区はそういうことをやってきていますし、テーマによっては保護者の力を借りなくてはいけないことがたくさんあります。学校教育は、学校だけではできないものがたくさんありますし、場合によっては今後、区民ひろばと連携して、例えば千早地区でやっているような、区民ひろばの方々がふるさとの歴史に関して子供たちと交流しています。あれも研究発表みたいにして、いかにして我がふるさとの誇りを育てるかなんていうテーマが出てきたっていいのではないかなと思います。

だから、もっと校長先生方も、先生方も、研究発表をなにか義務的なものとして嫌々やるのではなくて、自分たちが新しい教育の課題を広げていくものとして捉えてほしいです。また、今の子どもの可能性を伸ばしていくということで、柔軟な発想を持って、それを我が戦力としていてほしいです。発想を変えればいろいろな可能性が広がるのではないかなと思いますし、型にはまって何かお仕着せでやるといった、そんなつまらない研究ではなくて、もうやればやるほど面白くなる、元気になるというそういう方向性を、研究成果を踏まえて組み立てていていただけるとうれしいと思います。

研究というのは先取りということがとても大事なことで、そのようなことも踏まえて、やっていていただければうれしいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。より成果のある研究発表等々で、また豊島区の教育が充実して、子どもたちに反映されればと願っておりますので、よろしくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

<傍聴者退場>

(2) 報告事項第9号 平成26年度 教職員異動一覧

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま教育指導課長から教職員の異動に関しましてご報告がありました。ご意見等ありますか。

今の課長のお話でも、かなりの人数が異動されるということで、これは教育長のお話ではないですけれども、せっかく豊島区で豊島区の教育ということをしていて、さあこれからという先生が他区に異動されるというのは、豊島区としては非常に悲しいことではあるのですけれども、やむを得ないです。その反面、他区から入って来られた先生が、早く豊島区に慣れて、素晴らしい先生になっていただければありがたいのですけれども、それもそう簡単にはいかないですし、難しいところです。

先ほどの話、校長先生が代わられるということについてです。校長先生は学校の経営者ですから、代わられると結構大変だと思います。私ごとですけれども、私が会長をやっていた学校では、昨年も校長、副校長、会長が一気に代わったので、運営が大変であったようです。まとめて代わってしまったから、びっくりしたということがありましたけれども、何事もなく、新会長を初め頑張ってやっていただいて、問題というのは起きていないかと思えます。

教育指導課長)

渡邊先生からご指摘いただいたとおり、管理職が代わるというのは大変なことですので、今、教育委員会のほうでは教育長と齊藤部長のほうで、異動される校長先生をお呼びして、ヒアリングを実施しております。今お話があったとおり、学校の課題というのは単年度で終わることだけではなくて継続してあるものもございます。その中で教育委員会としてもしっかりと引き継ぎをして、ここはしっかりと押さえてほしいとか、学校の特性などを十分に踏まえた学校経営をしていただくように、サポートしたいと考えております。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

千馬委員)

指導課長、これは教育委員への臨時情報ということですが、この資料はいただいても構わないのですか。

教育指導課長)

はい、お持ちください。

千馬委員)

大丈夫ですか。もちろん、私どもにとということで、特に校長が載っているの、そこら辺だけは大事にしないといけないと思いました。

渡邊委員長)

特にございませんか。

教育指導課長)

教員のほうには2月28日に内示をしております。それから校長、副校長には3月10

日に内示をしました。

渡邊委員長)

くれぐれも4月1日発行の東京新聞に掲載されるまで待つてほしいというお話で、この資料は時限秘ということでお願いします。

それでは、以上をもちまして、案件が全て終了いたしましたので、第三回教育委員会臨時会を終了させていただきます。

(23) その他

(午後5時30分 閉会)